

令和6年度第1回浜田市国民健康保険運営協議会 会議録

1 日 時 令和6年5月9日(木) 13時30分から14時54分まで

2 場 所 浜田市役所 4階講堂A B

3 浜田市国民健康保険運営協議会委員

(1) 出席者

14名

(2) 欠席者

3名

4 事務局

〔健康福祉部〕

健康福祉部長

〔健康福祉部保険年金課〕

保険年金課長、国保係長、賦課給付係長

〔健康福祉部健康医療対策課〕

健康医療対策課長、健康増進担当課長、
地域医療担当課長、健康づくり係長、
健康づくり係専門技術員、地域医療対策係長

〔市民生活部税務課〕

税務課長、収納係長

〔支所市民福祉課〕

金城市民福祉課長、旭市民福祉課長、
弥栄市民福祉課長

5 議題

(1) 協議事項

諮問第1号

令和6年度浜田市国民健康保険料率について

(2) 報告事項

報告第1号

令和5年度浜田市国民健康保険特別会計決算(見込)について

報告第2号

保健事業に関する報告について

報告第3号

浜田市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等
実施計画について

6 進行表

【令和6年度第1回浜田市国民健康保険運営協議会 13時30分 開会】

事務局

失礼いたします。

皆様、本日は大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

ご案内しております時間になりましたので、ただ今から、令和6年度第1回浜田市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

私は、保険年金課長と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。ここからは着席にて進行させていただきます。

それでは、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

皆様に事前にお送りしている資料が5点ございます。議案、参考資料1、参考資料2、「令和5年度浜田市生活習慣病対策のまとめ」、「浜田市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画」でございます。

それから、本日皆様の机の上にお配りしている資料が1点ございます。A4一枚紙の「国民健康保険料の滞納額、不能欠損額について」です。

お手元にお持ちでない場合は、事務局からお配りしますのでお知らせください。皆様お手元でございますでしょうか。

それでは、会議を進めさせていただきます。

まず、初めに、本日の委員の皆様方のご出席の状況につきましてご報告させていただきます。議案の2ページが委員名簿となっておりますのでご覧ください。

本日、事前にご欠席のご連絡をいただいております委員様は2名で、全委員17名中14名のご出席でございます。

続きまして、次第に添いまして進めさせていただきます。議案の左側、1ページの次第をご覧ください。1番の会の成立宣言ですが、全委員の2分の1以上の出席があり、かつ、被保険者、医業、公益の代表からそれぞれ1名以上の出席がございますので、浜田市国民健康保険条例施行規則第5条の規定により、本日の会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、事務局側の出席者につきまして、人事異動等もございましたので、簡単に自己紹介をさせていただきたいと思っております。

なお、浜田市では節電対策及び地球温暖化防止のため、今月から軽装勤務となっており、ノーネクタイ等の軽装とさせていただいておりますのであらかじめご了承くださいようお願いいたします。

それでは、健康福祉部長から順にご挨拶させていただきます。

事務局

失礼します。健康福祉部長です。この4月に健康福祉部長を拝命いたしました。皆様方には、平素より国民健康保険事業の運営にご支援ご協力をいただいておりますことを改めてお礼申し上げます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

事務局

それではここからは課ごとにご挨拶させていただきます。まずは健康福祉部保険年金課です。

私は、先ほどご挨拶させていただきましたが、この4月から保険年金課長を拝命いたしました。よろしくお願いいたします。

事務局

4月から国保係長を拝命しました。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

賦課給付係長です。よろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、健康福祉部健康医療対策課です。

事務局

健康福祉部健康医療対策課の課長をしております。よろしくお願いいたします。

事務局

失礼します。健康医療対策課の中で地域医療を担当しております。よろしくお願いいたします。

事務局

健康医療対策課の健康増進担当課長をしております。よろしくお願いいたします。

事務局

失礼します。健康医療対策課健康づくり係の係長をしております。よろしくお願いいたします。

事務局

同じく健康づくり係専門技術員です。よろしくお願いいたします。

事務局

失礼いたします。地域医療対策係長をしております。よろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、市民生活部税務課です。

事務局

税務課長です。よろしくお願いいたします。

事務局

4月から税務課収納係の配属となりました。よろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、支所市民福祉課です。

事務局

失礼いたします。金城支所市民福祉課長です。よろしくお願いいたします。

事務局

旭支所市民福祉課長です。よろしくお願いいたします。

事務局

失礼いたします。弥栄支所市民福祉課長です。よろしくお願いいたします。

事務局

事務局の出席者は以上となります。

なお、三隅支所市民福祉課長は本日欠席となっております。

続きまして、議案の方に戻ります。次第 2 番目の市長挨拶でございますが、本日、市長は他公務のため、健康福祉部長が代わってご挨拶申し上げます。

事務局

失礼します。先ほどありましたように、市長が他の公務で出かけておりますので、私の方でご挨拶申し上げます。

【令和 6 年度第 1 回浜田市国民健康保険運営協議会市長挨拶】

令和 6 年度第 1 回浜田市国民健康保険運営協議会の開催にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、平素から本市の国民健康保険事業の運営に対しまして、格別のご支援とご指導を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、ご多忙にもかかわらずお集まりいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日の運営協議会におきましては、島根県から通知された事業費納付金を納めるために必要な国民健康保険料率について諮問させていただき、委員の皆様のご意見をお伺いします。

この事業費納付金は、医療費の推計値などを元に算出されるものですが、新型コロナウイルス感染症の蔓延による受診控えからの揺り戻しにより医療費が増加しており、昨年度と比較すると負担が大きなものとなっております。

しかしながら、物価の高騰により市民生活が逼迫している現状がございますので、できるだけ負担を軽減したいと考えております。

保険料率の詳細につきましては、後ほど担当者からご説明申し上げますので、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

令和 6 年 5 月 9 日

浜田市長 久保田 章市

代読

事務局

続きまして、次第 3 番目の会長挨拶です。会長様からご挨拶をいただきたいと思っております。

よろしくお願いいいたします。

会長

皆様こんにちは。今年度第1回の国保運営協議会にお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今、事務局の方からクールビスの話がありました。更には新型コロナ、昨年の5月の連休明けから第5類になりましたので、マスクにつきましては皆様方のご判断により外していただいて構いません。

本日の議題は、先ほどの市長の挨拶にもありましたとおり、今年度の国民健康保険料率と、決算等事業報告についてでございます。

平素から、この協議会は各種のご意見をいただきながら、活発な運営させていただいております。国民健康保険料については市民生活に直結するものですので慎重に審議いただき、積極的にご意見をいただきたいと思いますと思っております。

どうぞよろしくお願いいいたします。

事務局

どうもありがとうございました。

それでは、次第4番目、市長諮問でございます。議案3ページをご覧ください。

今回の諮問事項につきましては、「令和6年度浜田市国民健康保険料率について」1件となっております。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

続きまして、次第5番目の、議事録署名委員の指名でございます。ここからの進行につきましては、会長様をお願いしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

会長

それでは、これより私の方で進めさせていただきます。

早速、議事録署名委員の指名を行います。恒例に従いまして、私の方から指名をさせていただきます。

公益代表から、委員。被保険者代表から、委員。

お二人をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいいたします。

続いて、協議事項に入らせていただきます。ただ今諮問を受けました案件であります、諮問第1号「令和6年度浜田市国民健康保険料率について」という案件を議題にいたします。

では、事務局の方から説明をお願いします。

事務局

失礼します。保険年金課賦課給付係長です。よろしくお願いいいたします。それでは、失礼ではございますが、座って説明をさせていただきます。

議案の5ページをご覧ください。

令和6年度浜田市国民健康保険料率案についてであります。

○の1つ目、医療分及び支援金分の保険料率についてです。

下の(1)の表と併せてご覧ください。

被保険者全員にかかる医療分及び支援金分について、議案にありますように、応能割である所得割、応益割である被保険者均等割及び世帯別平等割をそれぞれ昨年度から据え置き、医療分と支援金分の合計で「所得割」を10.62%、「被保険者均等割」を32,600円、「世帯別平等割」を20,800円とする案でございます。

賦課限度額は、支援金分で2万円引上げとなっております。

○の2つ目、介護分です。

下の(2)の表と併せてご覧ください。

介護分については、40歳以上64歳までの、介護保険2号被保険者の方に賦課されるものでございます。

こちらは、応能割である所得割を2.96%から2.70%へ0.26ポイント引下げ、応益割である被保険者均等割を11,000円から10,200円へ800円引下げ、世帯別平等割を5,800円から5,400円へ400円引下げる案でございます。

賦課限度額は、昨年度と変更ありません。

保険料率算出の経緯について、6ページ上段に掲載しております。経緯の中ほど、新型コロナウイルスの感染拡大により医療費が大幅に減ったことを背景に、県へ納める事業費納付金がさらに減額となったことから、令和4年度、5年度と2年にわたり医療分の保険料率を引き下げてまいりました。ところが、昨年5月の新型コロナ5類移行後、医療費が急激に増大したことによって、今年度県に納める事業費納付金が大幅に増額となったことから、医療分の料率を大きく引き上げなければならない状況になりました。しかしながら、物価高騰などの厳しい社会情勢を鑑みまして、基金を活用しながら医療分と支援金分の合計で昨年度から料率を据置く案といたしました。

また、介護分の保険料率につきましては、今年度は県へ納める事業費納付金が減額となったことから、保険料率を引き下げさせていただく案となっております。

細かく見ますと医療分は若干料率引き上げとなっておりますが、同じ分だけ支援金分を下げておりますので、医療分・支援金分合計で据置きとなっております。昨年と同じ所得であるという前提であれば、介護分がかからない65歳以上の方などは、賦課限度額に達していない限り昨年とほぼ同じ保険料となる見込みです。また、介護分がかかる世代の方であれば、介護分の料率が下がっておりますので、全体の保険料は下がる見込みです。

医療分・支援金分・介護分ともに、現在は、島根県が決定する「国保事業費納付金」を納めるために必要となる保険料を算出する方法をとっております。

本日お配りしています「参考資料1」をご覧ください。本年2月に開催しました運営協議会でもご説明いたしましたが、医療分、支援金分、介護分それぞれについて、国保事業費納付金に、保健事業などの経費を加算し、そこから浜田市に直接入る見込みの公費を除いた額が保険料として収納する必要な額であるということを図と表で表したものでございます。併せてご確認ください。

議案に戻っていただきまして、6ページの中ほどの○は、国民健康保険法施行令の改正に伴う条例改正についてです。先ほど申しあげました賦課限度額の引き上げについて令和6年3月議会で改正を行っております。

続きまして、その下の○、国保財政調整基金に関してですが、今回提案した料率で試算したところ、今年度の保険料への基金取崩しを約9,300万円見込んでおります。

この保険料率試算は現在の被保険者状況にて行っておりますため、年度途中で被保険者が想定を超えて減少した場合や、収納率が思うように伸びなかった場合などには、最終的に基金取崩しが増額となる可能性があることをご承知おきください。

つづく7ページですが、それぞれの年度における国民健康保険財政調整基金の積立額と取崩額の記載をさせていただいておりますので、ご一読いただきたいと思います。なお、令和5年度、6年度は見込みでございます。令和5年度は今のところ基金取崩しがなく、決算剰余金の積み立てが2,300万円余りある見込みのため、令和5年度末の基金残高はおよそ6億1,700万円となる見通しです。

また、8 ページにつきましては、7 ページの内容による基金残高をグラフ化したものです。9 ページ、10 ページには国民健康保険料の賦課基準について載せております。

国民健康保険法施行令等及び浜田市国民健康保険条例において、それぞれ基準を定めております。

応能割である所得割と応益割である被保険者均等割及び世帯平等割を応能割：応益割の 50：50 の按分を図り、応益割の被保険者均等割及び世帯平等割についても 35：15 の按分を図ることとなっております。

続きまして、11 ページをご覧ください。

こちらは、県内 8 市の保険料率又は税率を表したものです。黄色の網かけがしてある浜田市・益田市は令和 6 年度の率、その他の市は令和 5 年度の率について記載しております。

令和 6 年度保険税率がすでに公表されている益田市の状況は、医療分・支援金分・介護分すべて前年から据置きとなっております。

11 ページ中段以降でありますけれども、この料率で、モデル世帯試算比較によります 1 世帯当たり保険料額の積算をした内容であります。

モデル世帯は夫婦 2 人の世帯と仮定しまして、営業所得額 150 万円、基礎控除額 43 万円、介護第 2 号被保険者 2 人とし、8 市同一条件で積算した場合の保険料額を記載しました。

表中、中段のオレンジ色の濃いところ、保険料額でございますが、医療分、支援金、介護分の保険料額の合算額を記載しております。その下ですが、高い保険料額の市町村からのランク、最大額からの差額、最小額からの差額を記載しております。

一番下の表は、試算比較によります状況ですが、医療分では最高保険料額は安来市、最低保険料額は松江市となり、支援金分では、最高保険料額は松江市、最低保険料額は雲南市となり、介護分では、最高保険料額は益田市、最低保険料額は雲南市となります。

全体額で見ますと、最高保険料額は益田市で 25 万 1,800 円、最低保険料額は雲南市で 21 万 6,200 円となっております。県内 8 市中では、浜田市は高い方から 6 番目、安い方からだと 3 番目という状況となります。

なお、今年度の浜田市の保険料率案は、医療分が大幅に上がってしまうところを、基金を使って抑える案となっておりますので、これから決定する各市では料率が大きく変動する可能性があります。そのため、これらの比較は参考までにご覧ください。

また、本日お配りした「参考資料 2」の 2 ページから 5 ページには、各年度の被保険者数、保険料率及び賦課限度額の推移を載せておりますので、参考にご覧いただければと思います。

以上、諮問第 1 号といたしまして、令和 6 年度浜田市国民健康保険料率案について説明させていただきました。

よろしく願いいたします。

会長

はい。諮問を受けました第 1 号令和 6 年度の保険料率案について、ただ今、説明がありました。基本的には医療分及び支援金分は昨年度の保険料率等を据え置き、介護分は引き下げということで、全体としまして引き下げという説明でございます。

ご質問、ご意見があればよろしくお願い致します。

なお、発言の際にはマイクをお持ちしますので挙手をお願いします。

はい、どうぞ。

委員

公益代表です。昨年と料率が変わらないということですのでけれども、議案の令和 5 年度決算

見込みでは収納率がかなり下がってきています。しかし、参考資料 1 の 2 ページの収納率は、昨年度は 97.13%でしたが今年度は 97.63%と上がっています。上がる見込みで大丈夫なのでしょうか。

会長

はい。事務局どうぞ。

事務局

委員さんが仰った参考資料 1 の収納率は、事業費納付金から必要な保険料を算出するためのものです。この収納率は 1 月頃に県が前年度の収納率を元に算出したもので、あくまでもその時点での見込みであり、参考数値であるということをご了承ください。

会長

よろしいですか。

委員

ありがとうございます。

それから、私はこれをよく聞くのですが、限度額を超えた世帯はどれくらいありますか。

事務局

先ほどご説明した料率で、仮で計算した資料を今持っておりまして、医療分では 39 世帯、およそ 0.5%程度でございました。限度額が上がった支援金分のところでは 48 世帯です。これが大体 0.6~0.7%程度となっております。介護分は 36 世帯で大体 0.5~0.7%の世帯が限度額に達する世帯となっております。

委員

ありがとうございました。

会長

それ以外にご質問はございませんでしょうか。

据え置き或いは引き下げということで、ご質問も無いようでございますので、諮問第 1 号については是非を問いたいと思います。

令和 6 年度の国民健康保険料率の提案の趣旨は、議案 5 ページ、表中一番右の対前年度比較の列にあるとおり、医療分と支援金分の合計において所得割、被保険者均等割、世帯別平等割すべてを令和 5 年度と同率・同額とし、介護分において所得割を 0.26 ポイント引き下げて 2.70%に、被保険者均等割を 800 円引き下げて 10,200 円に、世帯別平等割を 400 円引き下げて 5,400 円に、という提案でございます。

いかがでしょうか。提案どおり、受け入れるということによろしいでしょうか。

各委員

「はい」の声

会長

それでは、本日諮問を受けました案件であります令和 6 年度浜田市国民健康保険料率につ

きましては、提案どおり承認するという事で、答申させていただきます。

続いて、報告事項に入らせていただきます。

報告第1号「令和5年度浜田市国民健康保険特別会計決算見込みについて」です。

では、事務局の説明をお願いします。

事務局

はい。国保係長です。それでは、失礼ではありますが、着席にて説明させていただきます。

議案の14ページをご覧ください。報告第1号です。

令和5年度浜田市国民健康保険特別会計決算見込み、事業勘定分についてご説明いたします。

決算見込額は、表の中央の太枠内の数字となります。全体の概要といたしましては、歳入歳出共に前年度決算額と比べて減額となっております。歳入の一番下のオレンジ色の部分、歳入合計は57億236万977円で、右端の対前年度増減額は1億9,266万1,679円の減額となっております。歳出の一番下のオレンジ色の部分、歳出合計は57億37万6,224円で、対前年度増減額は1億6,887万9,408円の減額となっております。そして、表の一番下になります、歳入から歳出を差し引いた収支差引額198万4,753円を繰越しとしております。

次に、歳入の概要でございます。

国民健康保険料につきましては、令和5年度は、産前産後に係る保険料を軽減する制度の創設がありました。また、保険料率は、医療分と支援金分の合計を引き下げ、介護分を引き上げました。決算見込額は歳入の一番上の黄色い部分になります、7億1,516万3,363円で、前年度と比較して、①8,008万9,128円の減額となっております。

続きまして、県支出金でございます。

県支出金は⑥43億8,138万6,950円で、前年度と比較して⑦6,658万2,883円の減額となっております。

続きまして、繰入金でございます。

繰入金は、⑧5億6,417万2,736円で、前年度と比較して⑨2,349万5,399円の減額となっております。

続きまして、繰越金でございます。繰越金は、令和4年度決算剰余金であり、⑩2,576万7,024円となっております。

次に、歳出の概要でございます。

保険給付費は、⑪42億1,525万2,304円で、前年度と比較して⑫4,840万2,660円の減額となっております。なお、保険給付費全体は減額となっておりますが、1人あたりの保険給付費は増額となっております。1人当たりの医療費につきましては、参考資料2の6ページに記載がございますのでご覧ください。

こちらには、県内の国民健康保険の保険者ごとの令和5年度における1人当たりの医療費の記載がございます。浜田市は55万4,336円で、金額の高い方から8番目となっております。こちらには過去の年度との比較資料はございませんが、昨年度は7番目、一昨年度は6番目でしたので、近年の浜田市は、県内において1人当たりの医療費の伸びが比較的小さいと言えます。

参考資料2におきましては、その他、保険給付費の詳細について掲載しておりますので後ほどご覧ください。

それでは、再度議案14ページをご覧ください。

続きまして、歳出の出産育児一時金でございます。出産育児一時金は⑭437万380円です。令和5年4月から1件当たりの給付額が8万円増額となったため、前年度と比較して17万

380 円の増額となっておりますが、件数は 2 件減っております。

続きまして、葬祭費でございます。葬祭費は⑮270 万円で、前年度と比較して 51 万円の減額となっております。

続きまして、保健事業でございます。保健事業につきましては、特定健康診査等事業費と保健衛生普及費とに区分をしております。

特定健康診査等事業費は、特定健康診査・特定保健指導を行うための費用となります。決算見込額は⑯4,718 万 6,555 円で、前年度と比較して、⑰241 万 9,324 円の減額となっております。

保健衛生普及費は、人間ドック・脳ドック等の検査費用の助成や、医療の適正化を目的とした医療費通知や後発医薬品使用差額通知の実施等に係る費用となります。決算見込額は⑱1,780 万 8,286 円で、前年度と比較して⑲45 万 554 円の減額となっております。

続きまして、基金積立金でございます。基金積立金は、国民健康保険財政調整基金への積立額となります。令和 4 年度決算剰余金につきましては、浜田市国民健康保険財政調整基金条例第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づくものといたしまして 2,576 万 7,024 円の 1/2 以上である 2,284 万 8,000 円を積み立て、運用利子につきましては、浜田市国民健康保険財政調整基金条例第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づきまして 85 万 5,011 円を積み立て、合計で⑳2,370 万 3,011 円となっております。

続きまして、諸支出金でございます。諸支出金は、令和 4 年度国民健康保険事業の精算における返還金としての支出や、国民健康保険直診勘定への繰出金を含むもので、決算見込額は 1 億 1,731 万 8,392 円となっております。

続きまして、議案 15 ページをご覧ください。歳入の詳細をご説明いたします。

15 ページから 16 ページ上段の国民健康保険料の表につきましては、令和 5 年度と前年度の令和 4 年度につきまして、3 月末時点での比較を行ったものであり、14 ページの国民健康保険料決算見込額とは金額が異なるものとなります。

それでは、国民健康保険料からご説明いたします。国民健康保険料の収納率につきましては、合計で㉑79.79%となっており、昨年度の 80.23%より 0.44 ポイント低下しております。

保険料の収納に関しましては、前回の運営協議会において花田委員様からご質問をいただいておりますので、税務課の収納担当者からご説明いたします。

事務局

税務課収納係です。座って説明させていただきます。

資料は A4 一枚のものをご覧ください。

それでは、昨年度の第 2 回運営協議会で質問のありました、国民健康保険料の滞納額、不納欠損額についてご報告します。

資料の上の表は、令和元年度から 5 年度までの滞納額、不納欠損額を記載しています。滞納額、不納欠損額ともに現年分と滞納繰越分に分けて金額と人数を表示しています。令和 5 年度の数字は 4 月末現在のものとなっております。

滞納額の欄にはあわせて収納率も表示しています。

滞納額については、令和元年度におきまして現年分、滞納繰越分で合計 1 億 2 千 500 万円ほどありましたが、年々減少し、令和 5 年度には 9 千万円ほどになっています。

不納欠損額については、年によってバラツキがありますが、一番金額が少ないのが令和 2 年度で約 450 万円、一番多くて令和 5 年度が約 1 千 500 万円でした。

不納欠損について、少し詳しく説明します。

そもそも不納欠損というのは、徴収すべき債権が、納入義務者が死亡し相続人もいないな

どの理由で納付が見込めない場合や、時効が成立したときに行う処分のことです。

国民健康保険料の時効については、国民健康保険法で2年と定められています。

また、保険料を滞納している人から強制的に徴収する、財産の差押などの滞納処分については、国民健康保険法と地方自治法において、地方税の滞納処分の取り扱いと同様にすることとされています。

時効は2年と申しましたが、差押などの滞納処分、納付誓約、債務の承認、一部納付などをすることにより時効が更新され、その時点から2年の期間が再スタートします。

地方税法においては、滞納処分できる財産がないとき、滞納処分により滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるときなどは滞納処分の執行を停止することができることとなっており、執行停止が3年間継続したときは納入義務が消滅することになっています。さらに、執行停止した場合において、徴収することができないことが明らかであるときは、3年を待たず、直ちに納入義務を消滅させることができることとなっています。この、直ちに納入義務を消滅させることを「即時消滅」と呼んでいます。市では即時消滅の基準を設けております。例えば納入義務者が死亡し相続人が相続放棄をした場合や、外国人や海外移住者が出国した場合、高齢、重度の障害、重度の疾病などで納付困難な場合があります。

資料の表を見ていただくと、各年度の不納欠損で現年分が数件ありますが、これは2年の時効を待たずに即時消滅させたものです。

滞納繰越分の不納欠損については、時効で消滅したものが多くありますが、これは、納付困難と判断して滞納処分の執行停止をし、執行停止中に時効を迎えたものでございます。

いろいろと申し上げましたが、保険料における不納欠損処分の対象となるのは、大きく分けてふたつあり、ひとつは滞納処分執行停止後の即時消滅、ふたつめは、滞納処分執行停止中に到来する時効による消滅です。

なお、保険料や市税のほか水道料などあらゆる市の債権の不納欠損については、毎年度副市長をトップとした不納欠損処分認定審査会を開いており、最終的には審査会で決定されています。

資料の下のグラフは、棒グラフの左側、背の高いほうが滞納額の現年分、滞納繰越分の合計金額、右側、背の低いほうが不納欠損の金額です。折れ線グラフは収納率です。令和5年度収納率は4月末で87.15パーセントです。4年度の88.43パーセントを超えるのは難しいかもしれませんが、現在鋭意徴収に取り組んでいるところです。以上で報告を終わります。

事務局

それでは、議案16ページにお戻りください。続きまして、16ページの下段の県支出金でございまして、県支出金以降の、丸で番号をつけております項目につきましては、14ページの決算見込書に対応しております。

県支出金は⑥43億8,138万6,950円で、前年度と比較して⑦6,658万2,883円の減額となります。

続きまして、17ページをご覧ください。繰入金でございまして、

繰入金は⑧5億6,417万2,736円で、前年度と比較して⑨2,349万5,399円の減額となります。

下段の財政調整基金繰入金につきましては、令和5年度も基金を取り崩しての繰入れを行わない予定です。

次に、右側、18ページをご覧ください。こちらには歳出の概要を掲載しております。記載の内容につきましては、14ページの決算見込書について口頭でご説明しました内容となります。

次に、ページを捲っていただきまして、19 ページをご覧ください。こちらには、歳入歳出それぞれの決算見込額を円グラフで表示しております。

令和 5 年度の事業勘定の決算見込みにつきましては、以上でございます。

事務局

続きまして、令和 5 年度の直営診療施設勘定の決算見込みについて説明させていただきます。私は、健康医療対策課 地域医療対策係長と申します。よろしくお願ひいたします。失礼ですが、座って説明をさせていただきます。

議案の 20 ページをご覧ください。上段の表にて説明いたします。まず令和 5 年度の予算現額は 2 億 4,808 万 7 千円に対して決算見込み額は 2 億 3,919 万 8,845 円で、888 万 8,155 円の減となる見込みです。また、対前年度の比較としては、99 万 5,064 円の増となる見込みです。

令和 5 年度は前年度と比較して、歳入の診療収入が減額となっておりますが、これは社会保険診療報酬収入や感染症にかかる公費収入、ワクチン予防接種に係る収入が減少したことによるものです。ただし、後期高齢者医療保健診療報酬収入は増加しております。令和 5 年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症となり、新型コロナウイルス感染症流行以前の状況に戻りつつあるものと推測されます。

歳出については、県の補助を活用した医療機器の更新や波佐診療所の玄関、トイレの修繕工事を行ったため増額となっております。

公債費は令和 4 年度で償還が終了したため皆減となっております。

診療所の運営に当たっては、無駄を省いた効率的な運営に努めることはもちろんのこと、今後も、定期的な診療所運営会議の開催を中心にして、安全安心で充実した医療の確保に努めて参ります。

また、21 ページには歳入歳出予算の割合をグラフに表しておりますので、参考にご覧ください。

令和 5 年度の直営診療施設勘定の決算見込みの概要説明については以上でございます。

会長

令和 5 年度の事業勘定と直診勘定の決算見込みの詳しい説明をいただきました。

この件について、質問、ご意見があればよろしくお願ひします。

はい、どうぞ。

委員

被保険者代表です。前もって質問をしていないので恐縮で申し訳ないのですが、今日は非常に良い資料を作ってくださいありがとうございました。1 点聞きたいのが、納付に関して、恐らく殆どの方が口座引落としであると思うのですが、納付書納付をされる方が何件で全体の何%か教えていただきたいと思ひます。分からなければ次回で構ひません。

会長

事務局、よろしいですか。

事務局

ざっくりですが、国保については約 8 割が口座振替になっていたと思ひます。それから、年金の方からの特別徴収もあります。納付書については確認して後ほどお知らせします。

委員

できれば次回の時に資料をお願いします。

会長

これ以外に、皆様方ご質問をお願いします。

会長

よろしいでしょうか。

それでは意見も無いようですので、次の報告事項に移らせていただきます。

報告第2号「保健事業に関する報告について」です。説明をお願いします。

事務局

失礼します。健康医療対策課健康づくり係です。よろしくお願いいたします。

資料は、事前に配布させていただきました「令和5年度浜田市生活習慣病対策のまとめ」をご覧くださいと思います。

それでは、失礼ではありますが、座って説明させていただきます。

保健事業は、国保データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画と整合性を持ちながら国保係と連携しながら行っています。重点を置いているところは、健康的な生活習慣の定着による生活習慣病の発症予防と、適正に医療につなげ、重症化を予防することです。

その中で、特に主力な保健事業について4点報告させていただきます。

1点目は「特定健診」です。

まず、令和4年度の特定健診については、17ページをご覧ください。受診率は年代が高くなるにつれ、高くなっている状況です。

18ページは受診率の推移を載せています。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、近年は受診率48%から49%台で推移しています。以前は、県内8市の中では高い順位でしたが、19市町村中9位、8市の中では4位でした。より多くの方に受診していただく取組みとしては、健診を初めて受けられる年齢になる「40歳到達者」と「受診率の低い年代の41歳～54歳の女性のうち、3年間未受診の方でかつ過去1年間医療機関にかかっていない人」への個別勧奨を行いました。受診率は、40歳到達者については、19.5%、41歳から54歳の女性については、15.0%と依然と低い状況が続いています。今後も、受診率向上に向けての取り組みを行ってまいります。

続きまして、24ページをご覧ください。

2点目の特定保健指導です。令和4年度の終了率については、昨年度は11.6%であり、対前年度比8.2ポイント減少しました。速やかに対象者を抽出し、個別通知や電話勧奨を行いましたが、利用者が増えませんでした。新規利用者の獲得が課題であるということから、県や国保連合会からの先進的取組みについての情報提供を受け、今まで行っていた集団検診の結果報告会での即日での保健指導の実施にあわせ、浜田市で取り組めることとして今年度から浜田医療センターでの国保人間ドック・脳ドック受診者への即日での保健指導や国保診療所と連携して該当の方が保健指導を利用されるよう取組みを強化してまいります。また、特定健診説明会でも、特定健診、特定保健指導の受診率及び利用率向上に向けての講演を行い、かかりつけ医からの利用勧奨のご協力をお願いする予定です。

25ページには、特定保健指導を利用した方の体重の変化や、食事・身体活動の変化を載せています。それぞれ7割前後の改善がみられています。また、直営で実施後のアンケートで

は、9割の方が参加してよかったと感じておられ、食事や運動について意識改善がみられています。また、26ページには動機付け支援の利用者が翌年度には、28.6%の方が改善しているなど良い効果が表れています。

続きまして、27ページをご覧ください。3点目の「生活習慣病重症化予防事業」です。特定健診受診者のうち、治療優先度が高いと見込まれる方がきちんと治療につながるよう、高血圧・糖尿病・腎臓病のハイリスクの方の受診勧奨や生活指導を行い、重症化を予防する目的で行っています。「2) 対象者（ハイリスク者）の状況について」の欄以降に掲載していますが、健診後の結果でハイリスク者の基準に該当しているものの、その後未受診者に対し、個別通知による受診勧奨の結果、(1) 高血圧は、対象者124名中44名の35.5%、(2) 糖尿病は、対象者14名中8名の57.1%、(3) 腎機能は、対象者115名中107名の93.0%の方が医療や適正管理につながっています。

次に29ページ、30ページには、糖尿病性腎症重症化予防の取組みを掲載しています。令和4年度は4名、令和5年度は5名の実施がありました。

35ページ以降は、脳卒中再発予防の取組みとして、浜田医療センター等から報告があった脳卒中発症者の44件のうち、訪問・電話指導を38名に行った結果等を掲載しています。課題としましては、症状があらわれてから早く受診する人を増やしていく啓発と、予防のためには、高血圧や糖尿病などの基礎疾患の管理や減塩、多量喫煙・飲酒、適度な水分摂取などの生活習慣改善の啓発が必要です。

40ページには、医療費適正化対策として実施している、重複頻回受診者16名の方への保健指導を行った状況を記載していますのでご覧ください。

最後に4点目としては、「歯周疾患予防事業」です。これは、国保データヘルス計画の120ページに記載しています。

健康寿命延伸のためには、口腔ケアも重要だと認識しており、特に中高年以降の歯科に関する課題も多くあります。従来40歳を対象とした歯周疾患検診や巡回総合ドック受診者の20歳から74歳での歯周疾患検診を行っておりましたが、令和6年度から歯周疾患検診は50歳の方及び巡回総合ドックも75歳以上も対象者として拡大して取組みを推進していきます。

保健事業の説明は以上となりますが、がん検診や心の健康づくり推進事業等も推進しています。健康寿命の延伸を図り、市民全体の健康づくりの機運が高まるような環境づくりにも力を入れております。

市民自らが、健康づくりの取組みを始めるきっかけづくりとして、「はまチャレ」の推進や事業所の健康づくりを応援するプロジェクト、地域でまちづくりの組織や小学校と連携した健康づくりの取組みも、保健所と一緒に実施しています。

今後とも、いろいろなお立場で健康づくりの応援をいただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

事務局

続けて失礼します。委員様から質問をいただいておりますので、それについての回答をさせていただきますと思います。

生活習慣病対策のまとめの11ページのところで「重点施策3」の「次年度へ向けて」四角の三番目の質問について2点ご回答いたします。

1点目は、「まちづくりセンターやまちづくり推進委員会等の組織と連携した健康づくり活動の展開をめざし、市民が主体的に健康づくりに取り組める仕掛けづくりをする」とありますが、具体的にどのように取り組むのかというご質問と、市民としてはどう協力していけば

よいかというご質問をいただきました。

浜田市の方では、昨年策定しました、第4次浜田市健康増進計画では、「健康コミュニティづくりの推進」を重点目標にあげ取り組んでいます。

現在は、モデル的に浜田保健所と協働で「みはしまちづくりネットワーク」で健康・食事実態調査、小学校と連携しての健康づくり活動を進めています。

また、三隅の白砂地区では歯科保健をテーマに、まちづくりと歯科医院や行政一緒に取り組みを推進しておられます。このような取り組みが増えていくよう、健康課題の解決に向け、まずは地域の方と一緒に協議する機会を増やしていきたいと考えております。

市民としての協力につきましては、健（検）診や健康づくり、介護予防の出前講座など市の健康づくり事業を積極的に活用していただき、健康づくりの必要性を周りの方に広げていただくインフルエンサー、また、地域みんな健康づくりが取り組めるよう地区のまちづくり団体等の計画に、提案していただくなど出来ることを支援していただくと喜びます。

2点目は、保健事業においては、個別にハイリスクの説明をさせていただきましたが、全体をとおしてのポピュレーションアプローチはどんなことを行っているかというご質問をいただきました。

浜田市では、健康障害へのリスク因子が減らせるように浜田市の生活習慣の課題からポイントとなる「運動」「朝食」「お出かけ」「健診受診」が進むようなきっかけづくりとして「はまだ健康チャレンジ事業」の推進や食育では「野菜たっぷり塩ちょっぴり」を合言葉に関係団体の協力を頂きながら啓発を行っています。

また、働き盛りの健康づくり支援として「はまだ健活事業所応援プロジェクト」として食事調査や健康講座など健康づくりに取り組む事業所の支援等を行っています。

会長

報告第2号についてただいま説明をいただきました。併せて質問事項にもご回答いただいておりますが、ご質問の方、よろしいでしょうか。

それでは、これ以外でご質問がありましたらよろしくお願いたします。

はい、どうぞ。

委員

質問が遅くなりましたが、先ほどの報告と1つ前の報告、関連して教えていただきたいです。生活習慣病対策にいろいろ取り組んでおられるわけですが、1つ前の報告で、令和5年度の決算の歳出で保健事業費というのは当初の予算より大きく減額となっていますよね、900万円ちょっと。これは、先ほどあった報告の対策が十分にできなかったという理由でしょうか、それとも健診の受診者数が少なかったからという理由でしょうか、というのが1つ。

それから、歳出のところの説明で、保険給付費について、一般被保険者療養給付費については減額となったけど、1人当たりの医療費は増額しています、という話だったと思いますが、それがどういった理由かということをお教えいただけますでしょうか。

事務局

私の方から回答させていただきます。

まず、保健事業の決算額が予算額より大きく減額となっているというご指摘ですが、予算不足により受診できないということがないよう、目標の受診率を高め設定しているためです。

それから、保険給付費についてですが、団塊世代の後期移行や社会保険の適用拡大により

被保険者数は減少傾向にあります。高齡化や医療の高度化などにより 1 人当たりの医療費が増加しているということです。

委員

ありがとうございます。

やはり、保健事業をしっかりやらないと将来的な保険料ですとか医療費というのは抑制できないと思いますので、是非よろしく願いいたします。

会長

これ以外にご質問はございませんか。

事務局

すみません。先ほど委員さんからいただいたご質問の件で、資料を確認しましたので説明させていただきたいと思います。

令和 5 年度の当初賦課、去年度になります。当初通知の割合で見ますと、口座払いの方が 74%、納付書払いの方が 19%、そして、年金特徴の方が 7%となっております。ただ、納付書の方は、うっかり忘れや、お忙しくて納付に行けないという方などいらっしゃいまして、残念ながら収納率が下がる傾向がございます。ここで税務課といたしましては、納付書払いの納付率を上げたいということで、コンビニでも支払いできるようになっていますし、スマートフォンでペイペイなどを使ってご自宅からお支払いいただけるようにというのもございます。それから、定期的な口座で落ちるとというのが一番安定して収納ができると思っておりますので、口座振替での支払いを推奨させていただいております。

会長

よろしいでしょうか。

他にございませんでしょうか。

ないようでしたら、次の報告事項に移らせていただきます。

報告第 3 号、浜田市国民健康保険第 3 期データヘルス計画・第 4 期特定健康診査等実施計画についてです。説明をお願いします。

事務局

それでは、皆様、お手元のオレンジ色の背表紙の冊子「浜田市国民健康保険第 3 期データヘルス計画・第 4 期特定健康診査等実施計画」をご覧ください。

こちらの計画は、法律により策定を義務付けられているものであり、浜田市においては、データヘルス計画と特定健康診査等実施計画を一体的に策定しております。

表紙を捲っていただきますと、右側に目次がございます。

この計画には、地域の概況、前計画での取組みの考察、健康・医療情報等の分析を掲載しており、それらに基づいて今期の計画を策定しております。

続きまして、98 ページをご覧ください。本日は今期の計画の概要についてご説明いたします。

目的と目標につきましては、健康課題に大きな変化がないことから、前計画を踏襲する内容となっております。

続きまして、1 枚捲っていただいて右側 100 ページをご覧ください。今回の計画におい

ては、各自治体間の比較のため、県が共通の評価指標を設定しております。100 ページから101 ページにかけて、県共通指標と、市が設定した中期・短期目標に係る指標を一覧にして掲載しております。

続きまして、102 ページをご覧ください。こちらには健康課題を解決するための個別の保健事業の概要を一覧にして掲載しております。保健事業につきましても概ね前計画を踏襲しておりますが、一番下の「前期高齢者の低栄養予防事業」を新規事業として追加しております。各事業の詳細は103 ページ以降に掲載しております。以上でございます。

会長

報告第3号 浜田市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画について説明がありました。ご質問、ご意見がありましたらよろしく申し上げます。

よろしいでしょうか。

会長

それでは、本日課せられました協議事項について、終了させていただきます。

以上をもちまして、令和6年度第1回浜田市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

事務局

会長様、議事の進行ありがとうございました。それから、委員の皆様におかれましても、ご多忙の中ご出席いただき、貴重なご意見をいただいたことに感謝申し上げます。

次回の運営協議会は、令和7年2月13日（木）を予定しております。

引き続き浜田市国民健康保険の運営にご協力、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

【令和6年度第1回浜田市国民健康保険運営協議会 14時54分 閉会】